

## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

### ○教育・保育

本市では、市立幼稚園の在籍者はゆるやかに減少傾向にあります。一方で保育所については定員枠を増やしているものの、年度はじめの入所待ち児童は平成 16 年以降、常に生じています。

今後は、将来の少子化に対応するため市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、親の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。

1・2歳児の保育ニーズについては、地域型保育事業による新たな確保方策を推進し、平成 29 年度末に待機児童の解消を目指します。

#### ・3歳以上で教育を希望(1号認定)(幼稚園, 認定こども園を利用)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1,521 人	1,491 人	1,453 人	1,430 人	1,398 人
提供量	2,105 人	2,215 人	2,410 人	2,635 人	2,725 人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	584 人	724 人	957 人	1,205 人	1,327 人

#### ・3歳以上で保育が必要(2号認定)(保育所, 認定こども園等を利用)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	828 人	811 人	790 人	777 人	761 人
提供量	698 人	788 人	888 人	858 人	888 人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	-130 人	-23 人	98 人	81 人	127 人

#### ・0歳から2歳で保育が必要(3号認定) (保育所, 認定こども園, 地域型保育事業を利用)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	744 人	733 人	708 人	684 人	661 人
提供量	513 人	644 人	738 人	748 人	774 人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	-231 人	-89 人	30 人	64 人	113 人

## 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

### ○放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学1～3年生の健全育成を図るため、受け入れを実施しています。今後、学校施設の活用のもと、専用区画の確保と整備に努めます。高学年への拡大は、新しい放課後子どもプラン（教室型）事業と併せて今後5年間の計画の中で提供体制の確保に努めます。

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	322人	325人	325人	325人	321人
提供量	322人	325人	325人	325人	321人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	143人	145人	145人	144人	143人
提供量	54人	73人	91人	108人	143人
過不足	-89人	-72人	-54人	-36人	0人

## 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

### ○時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。今後、計画の中で教育・保育施設や地域型保育事業の整備を行い、提供体制を確保していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	642人	630人	611人	596人	580人
提供量	642人	630人	611人	596人	580人

### ○病児保育事業

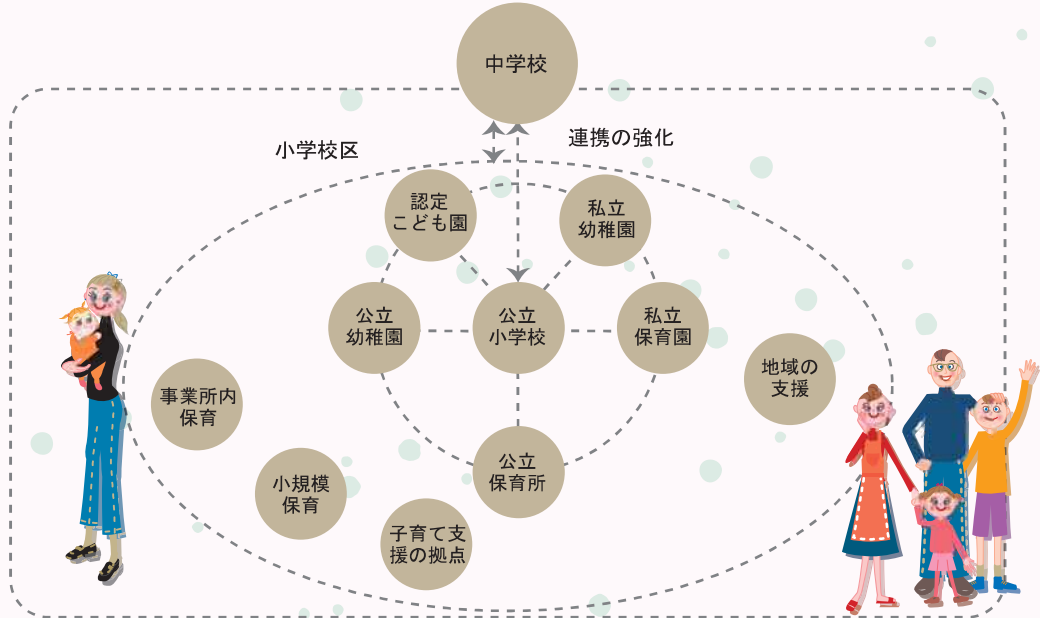
病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの一つとして、芦屋病院内において実施しています。利便性を考慮して今後5年間の計画の中で受け入れ箇所を増やし、提供体制の確保に努めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	188人	187人	182人	180人	177人
提供量	188人	187人	182人	180人	177人

# 教育・保育提供区域の設定

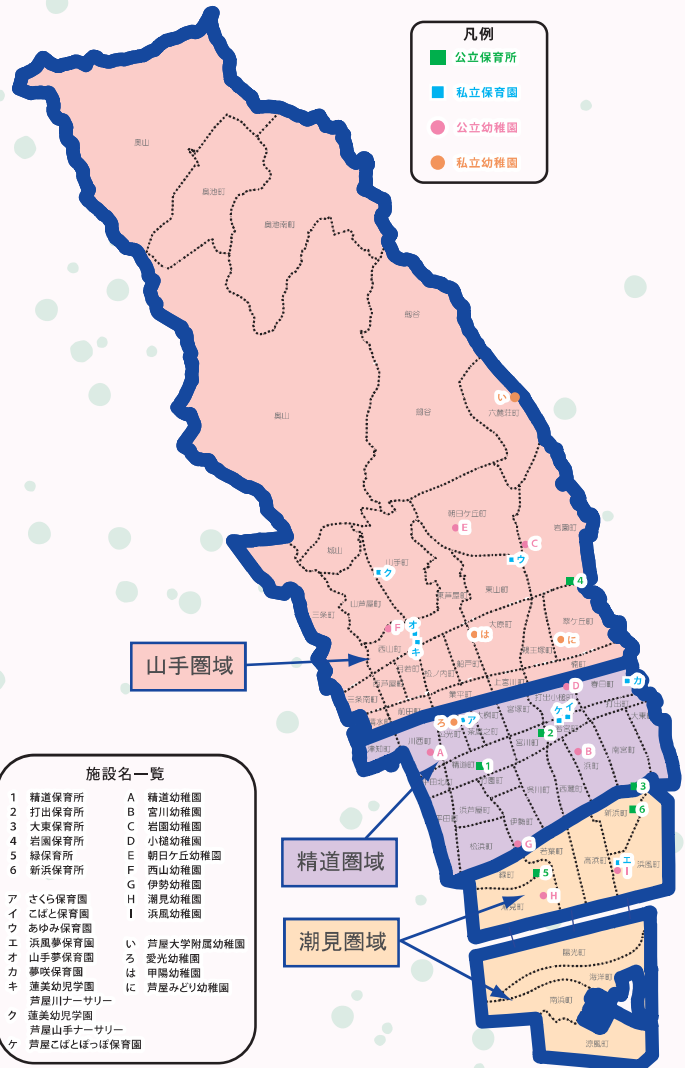


【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



身近な地域で豊かな教育・保育が受けられるまち

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本とします。



発行：芦屋市 子ども・健康部 子ども政策課  
 住所 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
 電話番号 0797-38-2180 F A X 番号 0797-38-2190